

防衛省新型インフルエンザ等
対策計画

平成28年1月

防衛省

防衛省新型インフルエンザ等対策計画

目次

はじめに

第1章 目的

第2章 基本方針

第3章 実施態勢等の確立

- 1 関係機関との連携の強化
 - (1) 関係省庁との連携の強化
 - (2) 地方公共団体等との連携の強化
- 2 意思決定のための態勢の確立
- 3 教育訓練
- 4 資器材等の基盤の整備

第4章 防衛省・自衛隊における感染予防のための措置

- 1 プレパンデミックワクチン・パンデミックワクチンの接種
- 2 抗インフルエンザウイルス薬の投与
- 3 資器材等の調達
- 4 自衛隊の部隊等における感染対策

第5章 新型インフルエンザ等対策に関する活動内容

- 1 家きんに対する防疫対策（未発生期等）
- 2 在外邦人の輸送（海外発生期以降）
- 3 自衛隊医官等による検疫支援（海外発生期～国内発生早期）
- 4 緊急物資等の輸送（国内発生早期等）
- 5 防衛医科大学校病院及び自衛隊病院における診断・治療（国内発生早期～国内感染期等）

第6章 対策計画の見直し

参考1 用語解説（政府行動計画用語解説より）

参考2 政府行動計画における発生段階の分類

防衛省新型インフルエンザ等対策計画

はじめに

平成21年4月に、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的大流行となったが、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討が重ねられ、平成24年4月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）が制定され、政府は同法第6条の規定により、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（25.6.7。以下「政府行動計画」という。）を作成した。

防衛省においては、平成21年3月に政府の新型インフルエンザ対策行動計画（21.2.17）に基づき、防衛省新型インフルエンザ対策計画を策定していたところであるが、政府行動計画を踏まえ、防衛省においても病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症を含め、新型インフルエンザ等が発生した場合の対応を明らかにしておく必要があることから、防衛省新型インフルエンザ等対策計画（以下「対策計画」という。）を作成することとした。なお、対策計画の作成に当たっては、政府行動計画に示された被害の想定を前提とし、当該政府行動計画における想定は、以下のとおりである。

- 新型インフルエンザの感染経路は、飛沫感染及び接触感染を想定しつつも、空気感染も念頭に置く。
- 全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数は、約1,300万人～約2,500万人と推計される。
- 医療機関を受診する患者数の推計が上限値である約2,500万人の場合、累積入院患者数は約53万人～約200万人、死亡者数は約17万人～約64万人と推計される。
- 累積入院患者数が約53万人の場合、一般医療機関ではピーク時の1日当たりの最大入院患者数は約10万人と考えられている。
- なお、これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。
- この想定についても、新型インフルエンザの発生の時期や形態についての予測は常に変更り得ること等から、不確定要素が大きいことに留意する必要がある。
- 未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であ

るが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きい。そのため、新型インフルエンザ等感染症の発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施する。

第1章 目的

本対策計画は、政府行動計画を踏まえて、防衛省・自衛隊による新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に行うため、防衛省・自衛隊が整備すべき態勢、実施する措置の内容その他必要な事項の方針を示すことを目的とする。

第2章 基本方針

防衛省・自衛隊は、平素から関係機関と密接に連携及び協力し、国内外において新型インフルエンザ等が発生した場合においても、主たる任務の継続的遂行に万全を期すとともに、隊員の安全を確保した上で、関係機関からの要請に応じ、新型インフルエンザ等対策に関する活動を実施する。

具体的には、政府行動計画に基づき、隊員の安全確保のため、現在利用可能である必要かつ十分な感染対策を行った上で、政府が設置する新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）、必要に応じて開催される防衛会議等の決定等に基づき、新型インフルエンザ等対策に関する活動を実施する。その際、防衛省は、内閣官房、外務省、厚生労働省、農林水産省等の関係省庁等と密接に連携し、その調整等に基づいて活動を実施することを基本とする。

第3章 実施態勢等の確立

1 関係機関との連携の強化

(1) 関係省庁との連携の強化

防衛省は、情報交換や連絡調整のための会議等において新型インフルエンザ等対策に関する情報・意見交換を実施するなど、関係省庁との間で平素から密接な連携及び協力の実施に努める。

(2) 地方公共団体等との連携の強化

自衛隊の部隊等は、地方公共団体等が開催する情報交換や連絡調整のための会議等において新型インフルエンザ等対策に関する情報・意見交換を実施するなど、地方公共団体等との間で平素から密接な連携及び協力の実施に努める。

また、地方防衛局は、自衛隊の部隊等と地方公共団体等との連携及び協力を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項につき協力を求められた場合は、積極的にこれに協力する。

2 意思決定のための態勢の確立

平素においては、防衛省・自衛隊の関係部署間で、新型インフルエンザ等対策に関する情報・知見の総合的な集約、交換等を行い、状況の変化に応じた態勢の見直しを適切に行う。その際、防衛医科大学校その他の防衛省・自衛隊における研究実施機関等の知見の活用に努める。

また、政府対策本部が設置された場合などにおいて、防衛省・自衛隊における新型インフルエンザ等対策に関する迅速な意思決定を行うため、必要に応じ、防衛会議等を開催する。

3 教育訓練

自衛隊の部隊等は、隊員に対して新型インフルエンザ等に関する基礎知識、个人防护具の着脱要領等の教育訓練を実施し、新型インフルエンザ等対策能力の向上を図る。また、必要に応じ、内閣官房等が主催する訓練に所要の隊員を参加させ、相互の能力の理解や連携要領等の習熟に努める。

4 資器材等の基盤の整備

防衛省・自衛隊は、个人防护に関する資器材等（抗インフルエンザウイルス薬を含む。）を計画的に整備し、必要量を確保する。

第4章 防衛省・自衛隊における感染予防のための措置

1 プレパンデミックワクチン・パンデミックワクチンの接種

政府対策本部において決定される特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等に基づき、自衛隊医官等が、次の各号を参考とし、政府から供給されるプレパンデミックワクチンの接種を実施する。

- (1) 接種に当たっては、政府対策本部において決定される優先順位を踏まえつつ、次のア及びイの順を基本として配布し、健康管理者（防衛省職員の健康管理に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第31号）第2条の規定による健康管理を行う者をいう。以下同じ。）が必要と認めた者に対して接種する。ただし、アに掲げる者の接種が終わらなければ、イに掲げる者の接種が開始できないというものではない。

- ア 防衛医科大学校病院、自衛隊病院等において診断・治療に携わる者
- イ 新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務に携わる者又は行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務に携わる者（アに掲げる者を除く。）

表1 防衛省・自衛隊における活動（一例）

活動等	対象となり得る職務
新型インフルエンザ等に対する活動等	意思決定・総合調整に関する事務（秘書業務を含む。）
	家きんに対する防疫対策
	在外邦人の輸送
	医官等による検疫支援
	緊急物資等の輸送
国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務等	第一線において国家の危機に即応して対処する事務
	自衛隊の指揮監督
	国家の危機管理に関する事務

また、接種に当たっては、一度に多くの隊員に接種することは不可能であるため、防衛省・自衛隊の本来の任務を遅滞なく継続するために必要な隊員から順次接種を開始する必要があることを考慮する。

(2) 細部のワクチン接種実施要領については、政府対策本部等の方針を踏まえて検討する。

(3) 新型インフルエンザ発生後は、パンデミックワクチンが製造されるまで一定の期間を要すると考えられるが、政府関係機関からの供給があり次第、パンデミックワクチンの接種に切り替える。

2 抗インフルエンザウイルス薬の投与

新型インフルエンザが発生した場合、抗インフルエンザウイルス薬を治療及び感染予防に用いる。予防投与の対象者としては、前項第1号に掲げる者、感染した疑いのある患者と同居している者等とする。

3 資器材等の調達

必要量を確保する前に新型インフルエンザ等が発生した場合には、必要に応じ、不足する資器材等の緊急調達を実施する。

4 自衛隊の部隊等における感染対策

ワクチン接種、抗インフルエンザウイルス薬の投与及び新型インフルエンザ等対策に関する活動内容に応じた個人防護具の着用等の感染対策を講じることによって、新型インフルエンザ等の感染及びまん延の防止に努める。

また、本来任務を継続的に遂行する一方で、教育訓練等の制限等を行い、感染拡大防止に努める。

第5章 新型インフルエンザ等対策に関する活動内容

防衛省・自衛隊による新型インフルエンザ等対策に関し、要請等を受けて行う活動は、政府行動計画に定める発生段階に応じ、関係省庁との調整等を踏まえて、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条に規定する災害派遣、同法第84条の3に規定する在外邦人等の輸送等によって実施するものとする。

また、活動の際には、隊員の安全確保のため、現在利用可能である必要かつ十分な感染対策を講じるとともに、活動に関する根拠、活動内容等については、政府全体における検討、発生時における状況等を踏まえて、柔軟に検討を行っていく。

なお、家きんに対する防疫対策は、政府行動計画の参考において、「新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておく」とされていることから、対策計画においては、新型インフルエンザ等対策に付随する活動として位置づけ、防衛省・自衛隊の活動に含めたままとする。

1 家きんに対する防疫対策（未発生期等）

国内で高病原性又は低病原性鳥インフルエンザが発生し、急速に拡大している場合において、国及び地方公共団体が一体となって緊急に対応する必要があり、かつ、都道府県等による対応が困難であるときは、都道府県知事からの要請に基づき、自衛隊の部隊等による支援を行う。

2 在外邦人の輸送（海外発生期以降）

海外で新型インフルエンザ等が発生している場合において、民間航空機等の輸送能力、利用可能な航空機等の機種、機体等の手配に要する時間等を総合的に勘案した上で、政府対策本部の決定を受け、外務省からの依頼により、発生国から検疫実施空港又は港湾まで、自衛隊の航空機、艦艇等による在外邦人の輸送を行う。この際、滑走路等が機能していること、医師等の同乗及び搭乗前のスクリーニングの実施を条件とする。

3 自衛隊医官等による検疫支援（海外発生期～国内発生早期）

検疫強化が実施されている場合において、検疫実施空港及び港湾において、検疫官が著しく不足するなどのときは、厚生労働省からの依頼に応じ、可能な範囲で自衛隊医官等による検疫業務への支援を行う。この際、検疫支援の実施規模については、防衛省・自衛隊による医療支援全般の所要を踏まえ決定する。

4 緊急物資等の輸送（国内発生早期等）

重点的感染拡大防止策が実施されている場合などにおいて、都道府県等からの要請等に基づき、自衛隊の車両、艦艇、航空機等により、各自治体等が準備した抗インフルエンザウイルス薬、救援物資等の輸送を行う。

5 防衛医科大学校病院及び自衛隊病院における診断・治療（国内発生早期～国内感染期等）

防衛医科大学校病院及び自衛隊病院は、国内発生早期から国内感染期においては、都道府県等からの依頼等に基づき、帰国者・接触者外来等を設置して可能な範囲で診療を行う。

国内感染期においては、政府行動計画により、原則として全ての医療機関で新型インフルエンザ等の診断・治療を行うこととされていることから、防衛医科大学校病院及び自衛隊病院は、引き続き診療を行うとともに、可能な範囲で入院を含めた診療を行う。

第6章 対策計画の見直し

防衛省は、政府行動計画の変更その他の情勢の変化、新型インフルエンザ等対策に係る防衛省・自衛隊の対応能力について随時評価を行った結果等を踏まえ、必要に応じ、本対策計画の内容を変更する。

<参考1 用語解説（政府行動計画用語解説より）※50音順>

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。）

○ 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○ 感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という）に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

*特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

*第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

*第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

*結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

○ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者との接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診察を行う外来。

都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症

の診療を行う全ての医療機関) で診療する体制に切り替える。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ 個人防護具(Personal Protective Equipment : P P E)

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途(スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等)に応じた適切なものを選択する必要がある。

○ 新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に感染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行(パンデミック)となるおそれがある。

○ 新型インフルエンザ(A/H1N1) / インフルエンザ(H1N1) 2009

2009年(平成21年)4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ(A/H1N1)」との名称が用いられたが、2011年(平成23年)3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ(H1N1) 2009」としている。

○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、毒素の産生能、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

<参考2 政府行動計画における発生段階の分類 >

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザが発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザが発生した状態
国内発生早期	<p>国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態</p> <p>各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）
国内感染期	<p>国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態</p> <p>各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態） ・地域感染期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態） <p>※感染拡大～まん延～患者の減少</p>
小康期	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態